

(2) 償却の方法の変更

イ 原則

減価償却資産につき選定した償却の方法を変更しようとするときは、新たな償却の方法を採用しようとする年の3月15日までに「所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を提出することとされています(所令124)。

ロ 特例

平成19年分の所得税について、減価償却資産につき選定した償却の方法を変更しようとするときは、「所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を、平成19年分の所得税に係る確定申告期限(平成20年3月17日)までに提出することにより、変更の承認があったものとみなされます(19改正所令附則12③、19改正所規附則4)。

(3) 所得税の減価償却資産の償却方法の届出書等における留意事項

① 所得税の減価償却資産の償却方法の届出書

- i 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産と平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産に区分して選定を行います。
- ii 平成19年3月31日以前に取得した旧定額法を選定していた減価償却資産Aと同一の資産の種類に属する減価償却資産Bを平成19年4月1日以後に取得した場合に、Bを取得した日の属する年分の所得税の確定申告期限までに、償却の方法を定率法として届け出た場合には、Bの償却方法は定率法となります。
なお、Bについて償却の方法を届け出なかった場合、Bの償却方法は定額法となります。
※ 平成19年4月1日以後に取得した建物については、定額法となります。
- iii 減価償却資産Aについて旧定率法に償却方法を変更しようとする場合には、変更しようとする年の3月15日までに「所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」により旧定率法に変更する旨を届け出る必要があります(平成19年分は次の②ii参照)。
- iv 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産Cについて旧定率法を選定していた場合、平成19年3月31日以前に取得したならばCと同一の区分に属する平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産Dについて「所得税の減価償却資産の償却方法の届出書」を提出していないときは、Cについて選定していた償却方法(旧定率法)の区分に応じた償却方法を選定したとみなされ、Dの償却方法は「定率法」となります。
- v 平成10年3月31日以前に取得し、旧定率法を選定している建物について、平成19年4月1日以後に資本的支出を行った場合において、所得税法施行令第127条第2項(前記5(1)①の特例)を適用しなかったときは、その資本的支出に係る償却の方法については定額法となります。

② 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請書

- i 平成19年分の所得税について、減価償却資産につき選定した償却の方法を変更しようとするときは、「所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を、平成19年分の所得税に係る確定申告期限(平成20年3月17日)までに提出することにより、変更の承認があったものとみなされます。
- ii 前記①iiiの減価償却資産Aについて平成19年分から旧定率法に変更しようとする場合には、平成20年3月17日までに「所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を提出することにより、変更の承認があったものとみなされます。